

福祉関係事務事業の取扱い(その2)について

福祉関係事務事業の取扱い(その2)について提出する。

平成16年5月19日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会長 中村 政行

協定項目	23 - 8	各種事務事業の取扱い 福祉関係事務事業の取扱い(その2) について
<p>1. 母子・父子福祉事業</p> <p>(1) 婦人共励会事業 婦人共励会については、平成17年度から統合する。 補助金については、他団体との均衡を確保した上、平成17年度から温泉町の例により統一する。</p> <p>2. 高齢者福祉事業</p> <p>(1) 老人クラブ事業 単位老人クラブの組織は、現行のまま新町に引き継ぐ。 単位老人クラブへの補助金については、平成17年度から県の補助基準額の範囲内で調整する。ただし小規模老人クラブについては、県の補助基準額の3分の1の範囲内とする。 老人クラブ連合会の組織については、平成17年度から統合し、補助金については、平成17年度から県の補助基準額の範囲内で調整する。</p> <p>(2) 長寿祝金等支給事業 長寿祝金等支給事業については、平成17年度から再編する。 支給対象者は百寿者のみとし、温泉町の長寿・米寿祝金は、廃止する。</p> <p>(3) 金婚夫婦祝福事業 金婚夫婦祝福事業については、合併時に浜坂町の例により統一する。</p> <p>(4) 長寿等祝福事業 長寿等祝福事業については、平成17年度から再編する。 最高齢者(男女)、最高齢夫婦への祝品については、廃止する。 県長寿祝金支給事業対象者への祝品配布対象者は、米寿者のみとする。</p>		